

# 木造住宅 **耐震** 支援制度のご案内



令和8年4月より対象建築物を拡充しました！

## 支援制度の対象

- ・平成12年5月31日以前に建てられたもの  
※耐震シェルター等設置助成制度は昭和56年5月31日以前に建てられたものに限る
- ・木造2階建て以下
- ・住宅(店舗等兼用含む)
- ・木造在来工法のもの

<写真:令和6年能登半島地震で倒壊した木造住宅>

## 支援制度① 木造住宅耐震診断士派遣制度

**無料**で耐震診断が受けられます。(現地調査2~3時間程度)

耐震改修にかかる費用の目安もわかります。

建替えやリフォームの検討にも活用ください。

※裏面の申請書又は右記のQRコードにより簡単に申込めます。



こちらから  
申し込めます

## 支援制度② 木造住宅耐震改修助成制度

耐震改修を実施する際、市が**費用の一部**を助成します。

令和7年4月より補助限度額を引き上げました！



一般の世帯	市民税が非課税である世帯
最大130万円を助成	最大180万円を助成



制度に  
ついては  
こちらへ

## 支援制度③ 耐震シェルター等設置助成制度

耐震シェルター・防災ベッドを設置する際、市が**費用の一部**を助成します。

耐震シェルター	防災ベッド
最大30万円を助成	最大10万円を助成



制度に  
ついては  
こちらへ



問合せ先:川崎市防災まちづくり推進課

電話:044-200-3017 メール:50bomati@city.kawasaki.jp



